

新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新型コロナワクチン接種について

(1) オミクロン株対応ワクチン接種について

1) オミクロン株対応ワクチンについては、B A. 1株対応とB A. 4/5株対応の2種類が供給されているが、より多くの対象者に迅速かつ円滑な接種を進めるためには、B A. 1株対応ワクチンとB A. 4/5株対応ワクチンの効果は同等であり、できる限り早く接種することが重要であることの周知を一層徹底すること。

2) オミクロン株対応ワクチン接種に係る有効性や副反応等の知見やデータについて、国において、情報収集し、逐次、国民に対し、わかりやすく情報発信すること。

(2) 生後6か月から4歳の乳幼児への接種や5歳～11歳の小児への追加接種等の子どもへの接種が円滑に進むよう、保護者等に対してわかりやすく適切な情報発信を行うとともに、都市自治体や医療機関等に対して、必要な支援を行うこと。

(3) ワクチン接種を円滑かつ迅速に進めるため、引き続き、医療機関への支援を行うなど、協力を働きかけること。

また、医療従事者が不足している地域において、医療従事者を確保できるよう、引き続き、広域的な支援策等を講じること。

さらに、接種体制の構築に要する経費については、都市自治体に負担が生じないように、引き続き、全額国費による財政措置を講じること。

(4) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。

(5) ワクチンの未接種者が不当な取扱いを受けることがないように、国として、周知・啓発等の必要な対策を講じること。

(6) 有効期限が切れたワクチンについては、国民の安全を第一として、使用せずに廃棄すべきである旨を、国としても適切に情報発信すること。

(7) 国において、国民に対し、ワクチンの種類や安全性・有効性、副反応等

の知見やデータ等をわかりやすく情報発信するとともに、若年層に更なる接種勧奨を行うこと。

- (8) 数次にわたる新型コロナワクチン接種において、ワクチンの種類や接種対象者等の取扱いが複雑化し、都市自治体や医療機関等の現場で混乱が生じている。接種間隔が3か月に短縮されたことも踏まえ、先々を見据えたワクチン接種の在り方に係る方針等を早期に示すこと。

また、今後も必要な量のワクチンを供給するとともに、供給スケジュールや接種対象者等、計画策定や体制整備に必要な情報を具体的かつ早期に明示すること。

2. 医療提供体制の確保と財政措置の充実について

- (1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークの整備や医師・看護師等の派遣等による医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や車両・人員等の体制強化について、十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関において必要となる経費等に対して、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

- (2) 受診抑制等によって、経営状況に影響が及んでいる公立・公的病院等に対しては、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

- (3) 地域の医療機関における発熱外来に係る診療体制の整備に対して、引き続き、財政支援を講じること。

- (4) 今後の感染拡大に備え、PCR検査等に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、検査体制を確保するとともに、都市自治体が実施する検査に要する経費等について、財政措置を講じること。

- (5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保及び体制強化に資する十分な支援措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、保健所が機能不全に陥らないようにするため、関係団体等から円滑に協力が得られるよう、連携を強化

すること。

(6) 入院を要さない軽症患者が自宅や宿泊施設においても安心して療養できるよう、自宅療養者の療養体制支援・強化に資する財政支援策を講じるとともに、宿泊療養施設等の入院待機施設の確保についても十分な財政支援や人材支援の対策を講じること。

(7) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うとともに、科学的知見に基づき早期に承認し、十分な量を供給すること。

また、新たなワクチン・治療薬等に関する正確な情報の迅速な発信に努めること。

(8) 患者の入院医療費及び移送費について、都市自治体に負担が生じないよう、十分な財政措置を講じること。

3. 感染症対策の改善等について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策におけるこれまでの経験を踏まえ、感染症法等の必要な制度の見直しについては、自宅・宿泊療養者等への健康観察及び生活支援をはじめ、保健所・医療機関・市町村の役割分担や運用のスキーム等について、都市自治体や関係者等の意見を十分に聞き、国において明確な方針を策定すること。

また、地域の実情に応じた機動的な感染症対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく権限を財源と併せて指定都市に移譲することについても、十分検討すること。

さらに、新たな感染症の発生に耐え得るよう、医療提供体制及び保健所体制を強化すること。

(2) 新型コロナワクチン接種については、国の方針決定や都市自治体への情報提供が遅れたことに加え、国の方針が二転三転し、現場に様々な混乱が生じたことから、感染症対策に係る政策について、国は、感染症対策の司令塔として、的確な政策判断のもと、可能な限り事前に正確かつ具体的な情報を都市自治体に示すとともに、現場の事務負担を軽減するよう配慮すること。

4. 生活インフラ等に関する支援について

- (1) 地域公共交通は、住民生活や地域経済活動に不可欠で重要な社会基盤としての役割を担っていることから、コロナ禍等の影響を受けている各種交通事業者や空港運営事業者に対して、持続的かつ安定的な経営を維持できるよう積極的な支援を講じること。

また、都市自治体が引き続き独自に交通事業者への支援策を実施できるよう十分な地方財源を確保すること。

- (2) 建築物の利用における感染リスクを減らすため、「新しい生活様式」に対応した改修等に係る財政措置を講じること。

5. 社会福祉に関する支援について

(1) 介護保険制度に関する支援について

- 1) 介護事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、対策に要する費用や必要な物資の供給等について、引き続き、財政措置を含めた適切な支援措置を講じること。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により介護職員不足が更に深刻となっていることから、介護事業所において安定的なサービス供給量を確保するため、引き続き、実効ある人材確保策と併せて、必要な財政措置を講じること。
- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。

(2) 国民健康保険制度に関する支援について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民健康保険制度の持続可能な財政運営が行えるよう、国において必要な財政措置を講じること。

また、特例的な診療報酬改定による保険者の財源不足については、国による財政措置を講じること。

- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料（税）の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。
- 3) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給さ

れる傷病手当金に対し、支給額の全額を補助する制度の継続や支給対象者の拡大等を図ること。

(3) 生活保護・生活困窮者への支援について

1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、失業・休業、減収、住居喪失等の厳しい状況に置かれ、生活が困窮し、あるいは生活保護を受ける市民が一定程度存在することから、生活支援や心のケア等の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。

また、支援の窓口として重要な役割を担う社会福祉協議会について、体制強化や活動の充実に必要な支援策を講じること。

2) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により支給件数が増加し、都市自治体の財政負担が大きくなっていることから、十分な財政措置を講じるとともに、同感染症が収束し、雇用状況が改善されるまでの間、継続して支援を行うこと。

また、社会福祉協議会の実施する緊急小口資金貸付等について、今なお厳しい生活下にある借受人に対し償還免除を確実に実施するとともに十分に配慮すること。

(4) 障害福祉サービスに関する支援について

障害者施設等の事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、人材確保や十分な財政措置を講じること。

また、ICTを活用した運営等に係る支援の充実を図ること。

6. 子ども・子育てに関する支援について

(1) 今後、まん延防止等重点措置により保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育料等の減免によって生じる負担について、必要な財政措置を講じること。

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブに対し、衛生面や感染症予防に関する情報提供及び感染防止対策に必要な財政措置を講じること。

(3) 今後、医療従事者や介護サービス従事者に対する支援を講じる際は、児童福祉施設、放課後児童クラブ等の職員も対象とすること。

(4) 子育て世帯の保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、取り

残された保育を要する児童等を受け入れるための体制の整備に必要な支援措置を講じること。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て支援交付金の特例措置分については、国の責任において全額措置すること。

(6) 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、財政支援策の更なる充実・拡充等必要な措置を講じるとともに、制度の簡素化を図ること。

7. 融資の返済猶予、返済負担の軽減などについて、事業者の実情に応じて柔軟に対応するなど資金繰り支援を強化すること。

8. 新型コロナウイルス感染症の影響により都市自治体を実施する様々な児童生徒のための取組に対し、人的支援及び十分な財政措置を講じること。

9. コロナ禍における自殺も含めた総合的な自殺対策について、都市自治体が十分な施策を講じることができるよう、財源の確保や人材育成等の支援を強化すること。

10. 海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水際検疫体制を強化すること。

また、入国後に発症した患者への対応やそれに要する費用負担については、国の責任において対応するよう万全の措置を講じること。

11. 感染防止に資する医療用・衛生用物資や検査キット等について、引き続き、生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関を優先したうえで、介護施設、保育施設、教育の現場、都市自治体等において適切な感染防止対策が講じられるよう、必要な物資等を供給すること。

また、都市自治体を実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

12. 新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う地方財源の確保

(1) 新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るとともに、現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体

において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。

- (2) 特別交付税の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細かに聴取し、的確に反映すること。

13. 感染症対策に係る国民への適切な周知・啓発等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関して、国として、変異株等の知見を収集し、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、十分な広報・啓発を図ること。
- (2) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。